

## 全国児童養護施設退所児童自立支援事業って・・・？

児童養護施設を退所して、自立を目指す児童を積極的に支援する児童養護施設長に対し、全国児童養護施設協議会より児童の自立支援(面談・訪問など)に必要な資金の一部が提供されます。

Q. この事業の対象者は誰になりますか・・・？

A. 給付申請時に児童養護施設の長であること、および、児童養護施設に措置を**受けている(\*)または受けていた**児童で、生活福祉資金の貸借契約締結時に20歳未満の者の連帯保証人となった人。(※借入申請時に、退所が確定した退所直前の児童)

Q. どのように申請するのでしょうか・・・？

A. 全養協に対して、所定の用紙で登録が必要です。  
事前に登録された案件において、連帯保証人(施設長)に対して督促状が発行された場合は、所定の用紙で全養協に給付の申請をしてください。なお、給付の審査を行う「退所児童自立支援事業運営委員会」は年2回開催されます。

Q. 給付が受けられる回数は・・・？

A. 1案件**1回限り**です。

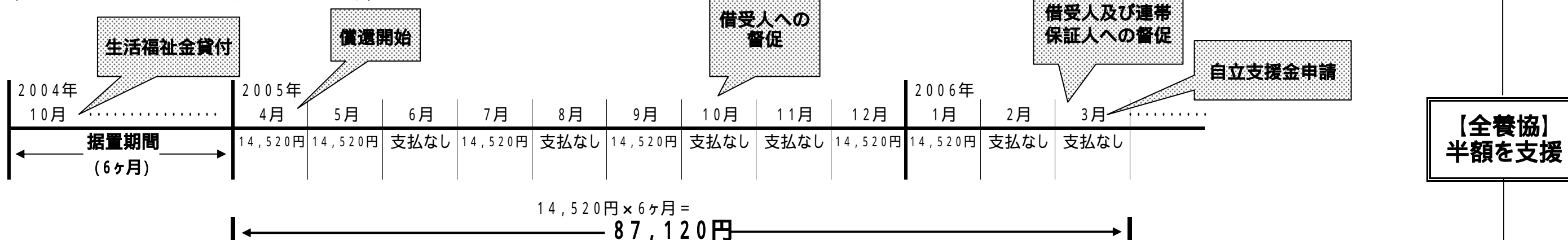
Q. 施行期間は・・・？

A. 平成16年10月1日から平成18年3月31日までに給付申請のあった案件に対し実施します。

Q. 給付額はどのくらい・・・？

A. 各都道府県社協から連帯保証人に対して最初に発行された督促状の**督促額の半額**を給付します。

例) 生活福祉資金500,000円を月賦(償還期間3年)で貸付されたが、償還不可能で2006年3月に自立支援金の申請をした場合  
(※償還督促の時期については、一般的な例です。)



生活福祉資金の貸付については、最寄の市区町村社会福祉協議会にお問合せください。

Q. 支援を受けたい・・・！

A. 連帯保証人となった日から**6ヶ月以内**に、まず**登録**をおこなってください。支援金が必要となった場合には、あらためて**申請**が必要となります。

